

平成30年度 VR等技術を活用した観光資源の魅力創出事業
 企画提案書作成等に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	<p>本案件は「VR」ではなく「AR」と考えられるが、VRでなければならないのか？</p> <p>※「VR」はヘッドマウントディスプレイ(いわゆる視界を覆うゴーグル)を装着することが要件となります。5箇所の再現箇所ヘッドマウントディスプレイを装着するということによろしいでしょうか？使用する場所によっては非常に危険を伴うと思われれます。</p>	<p>ここでいう「VR」とはヘッドマウントディスプレイを使用しないものを想定しています。</p>
2	<p>企画の提案および請負にあたっては、他社・他法人との共同で実施したいのですが、可能でしょうか？</p>	<p>他社・他法人との共同での応札は可能です。この場合、募集要項2(応募資格)に記載する参加資格を全ての構成員が満たすものとします。</p> <p>また、共同により応札する場合、以下の3点についてご対応いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募申込書には、すべての構成員について、団体名、住所、代表者職氏名記載の上、押印し、会社概要等の関係書類を添付すること。 ・企画提案書及び見積書は、代表構成員名で作成すること。 ・各構成員の本業務における役割については、企画提案書に記載すること。
3	<p>弊社のオフィスが現時点で仙台市にないため、開発期間中の会議の一部をTV会議等の遠隔会議を活用し、生産性・効率性向上を図りたいのですが、可能でしょうか？</p>	<p>原則、可能です。</p>